

介護保険負担割合証などの更新のお知らせ



問 地域包括支援課 ☎75-6033 佐賀中部広域連合 40-1134

介護サービスの利用者負担割合をお知らせする「介護保険負担割合証」と、介護保険施設を利用する際に支払う食費と居住費の負担限度額をお知らせする「介護保険負担限度額認定証」の更新をお知らせします。くわしくは、下表をご覧ください。なお、介護サービスを利用している人は、新しい負担割合証と負担限度額認定証を、ケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。

	介護保険負担割合証	介護保険負担限度額認定証
対象者	要支援・要介護認定を受けている人や事業対象者	介護保険施設に入所している人やショートステイを利用する人
証の色	白色	ピンク色
有効期限	7月31日(日)まで	
更新の手続き	手続きは不要。 佐賀中部広域連合から新しい負担割合証を郵送します。	8月以降も認定証が必要な場合は、6月1日(水)～30日(木)に、佐賀中部広域連合または地域包括支援課に更新の申請をしてください。
新しい証の到着	7月中旬	

お知らせ

6月から児童手当の制度が一部変更になります！

変更点(1)

現況届の提出が不要になります
(一部の受給者は提出が必要です)

6月の現況届から受給者の現況を公簿などで確認することで、現況届の提出は不要になります。ただし、次の人は、引き続き現況届の提出が必要です。

■対象者

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地在り多市ではない人
 - ・支給要件児童の戸籍や住民票が多市にない人
 - ・離婚協議中で配偶者と別居している人
 - ・法人である未成年後見人
 - ・その他、多市から提出の案内があった人
- 提出するもの
- ・児童手当・特例給付現況届
 - ・児童の現住所で取得した住民票謄本(児童と住所が別の場合)

■期限 6月30日(木)

※期限までに提出されなかった場合は支給が遅れることがあります

■提出方法

こども係窓口または、郵送で提出してください。

郵送先 〒846-1850-1
多市役所福祉課(こども係宛)
(住所不要)

変更点(2)

所得が基準以上の場合は特例給付が受けられなくなります

児童を養育している人の所得額が表の②以上の場合、児童1人あたり月額5,000円の特例給付が受けられなくなります。

※支給されなくなった後に、所得額が変更になり、②を下回った場合は認定請求書を市役所1階福祉課(こども係)へ提出することで、支給を受けることができます

問 福祉課(こども係) ☎75-6118



【特例給付の所得基準(①以上②未満)】

扶養親族などの数	①所得制限限度額(変更なし)		②所得上限限度額(新設)	
	所得額(万円)	給与収入額の目安(万円)	所得額(万円)	給与収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276